

710	和銅3. 3.10	平城京遷都 ◇山背国愛宕郡計帳に農民の越後国への逃亡がみえる[[2]63]
711	和銅4. 4. 5	佐渡国飢饉, 賑給を加える(①469)
712	和銅5. 9.23	越後国から出羽郡が分離, 出羽国となる(①415・418) ◇米山, 泰澄により開かれるという(③815)
714	和銅7.10. 2	越後・尾張・信濃等の民200戸を出羽柵戸に配する(①418)
716	霊亀2. 9.23	陸奥国置賜・最上2郡および越後・越前・信濃・上野4国の百姓各100戸を出羽国に配する(①418)
717	養老1. 2.26	越後・越前・信濃・上野4国の百姓各100戸を出羽国に配する(①415・419)
719	養老3. 7. 9	北陸・東海・東山三道の民200戸を出羽柵に配する(①419)
	7.13	按察使を置き, 越前国守正五位下多治比真人広成に, 越後・能登・越中を管掌させる[[2]82]
721	養老5. 4.20	佐渡国雑太郡を分けて, 賀母・羽茂2郡を置く(①416)
	8.19	佐渡国を越前按察使に管掌させる[[2]85]
722	養老6. 1.20	正五位上穂積朝臣老, 乗輿を指斥して佐渡に流される[[2]86]
724	神亀1. 3. 1	佐渡等6国を遠流の地とする(①422)
732	天平4.	◇佐渡国等飢饉, 賑給が行われる(①430)
739	天平11.11.15	佐渡国雑太郡石田郷曾禰里戸丈部得麻呂, 調布1端を貢す(①464)
741	天平13. 2.14	国分寺建立の詔を発する
	5.27	越後国掾正七位下錦部連男笠等, 官長に礼を失し, 相和順せず, 見任を解却される[[2]98]
	8.15	佐渡国, 6月からの霖雨により当年の田租調庸を免じられる(①469)
742	天平14.10.17	川辺朝臣東女, 塩焼王の事件に連坐して佐渡に流される[[2]100]
743	天平15. 2.11	佐渡国を越後国に併合する(①417)
	5.27	墾田永年私財法, 発令される
	10.15	大仏造立の詔を発する
	10.16	北陸・東海・東山三道25か国, 今年の調庸を紫香樂宮に送る[[2]102]
744	天平16. 9.15	従五位下石川朝臣東人, 北陸道巡察使となる[[2]103]
745	天平17. 2.28	越後国の仕丁32人, 厮32人, 都に到着する(①424) ◇磐船郡津波郷財部牛甘, 優婆塞に推挙される(①674)
746	天平18. 4. 5	中納言従三位巨勢朝臣奈豆麻呂を北陸・山陰両道鎮撫使とする[[2]106]
	⑨.10	従五位下高橋朝臣国足, 越後守となる[[2]108]
752	天平勝宝4. 9.24	渤海使輔国大將軍慕施蒙ら, 越後国佐渡島に着く(①417)
	10. 7	左大史正六位上坂上忌寸老人らを越後国に遣し, 渤海客等の消息を問わせる(①417)
	10.25	越後国頸城・磐船・賀茂・雑太4郡の各50戸計200戸の封戸を東大寺雑用料に充てる(①539)
	11. 3	佐渡国を再び置く(①417)
753	天平勝宝5. 4. 9	東大寺領荘園として, 越後国石井荘が成立していたことが知られる(①518)
	4.22	従五位下平群朝臣人足, 越後守となる[[2]116]
754	天平勝宝6.11. 1	従五位下藤原朝臣武良志, 北陸道巡察使となる[[2]117]
756	天平勝宝8.12.20	越後等26か国に灌頂幡1具, 道場幡49首, 緋綱2条を与え, 聖武天皇周忌御齋装飾に充てる(①444)
	(天平勝宝年間)	越後国久疋(頸城)郡夷守郷戸主肥人皆麻呂, 庸布1段を貢納する(①464)
757	天平宝字1. 5.20	養老律令施行
	7. 4	安宿王, 橘奈良麻呂の乱に連坐し, 佐渡に流される(①507)
758	天平宝字2. 1. 5	正六位上紀朝臣広純, 北陸道問民苦使となる[[2]122]
	9.28	佐渡等6国に飛駅鈴各1口を与える(①496)
759	天平宝字3. 1.11	外従五位下生江臣智麻呂, 佐渡守となる[[2]125]
	4.16	外従五位下陽胡史玲●, 越後守となる[[2]126]

	5.15	僧善神・専住, 佐渡に流される(①507)
	9.19	新羅征討のため, 北陸・山陰・山陽・南海道諸国に500艘の船を3年以内に造らせる[[2]129]
	9.27	越後・越前・能登等4国および坂東8国の浮浪人2000人を出羽国雄勝柵戸とする(①419)
760	天平宝字4. 1.21	河内少掾従六位上石上朝臣奥継, 北陸道巡察使となる[[2]131]
	3.19	外従五位下漆部直伊波, 佐渡守となる[[2]132]
761	天平宝字5. 3.22	外従五位下完人朝臣和麻呂, 佐渡守となる[[2]134]
	10.1	東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海等道諸国より, 牛角7800隻を唐に送らせる[[2]136]
762	天平宝字6. 2. 3	このころ越後国頸城郡伊吉郷の戸主山鹿栗栖, 仕丁として造東大寺司管下で服務する(①465・541)
	3.13	越後国仕丁丈部得足・三宅人領, 造石山院所から逃走する(①465・541)
	5.17	越後国調布11端, 佐渡調布3端など禄布として造石山院所に進上される(①541)
763	天平宝字7. 1. 9	従五位下石川朝臣弟人, 越後の守となる[[2]143]
764	天平宝字8. 8.22	佐渡国分寺に最勝・法華經2部を施納する(①449)
	9	藤原仲麻呂の乱
766	天平神護2. 9.23	従五位上豊野真人出雲, 北陸道巡察使となる[[2]148]
768	神護景雲2. 3. 1	北陸道巡察使豊野真人出雲, 越後国より運漕していた佐渡の造国分寺料稻1万束を佐渡国の田租をもって充ててることを奏言し, 認められる(①449)
	⑥. 3	従五位下佐味朝臣宮守, 越後守となる[[2]151]
772	宝亀3.11. 1	従五位下栗田朝臣人成, 越後守となる[[2]154]
776	宝亀7. 1.19	従五位下吉備朝臣真事, 北陸道検税使となる[[2]159]
	3. 6	従五位下石川朝臣宿奈麻呂, 越後守となる[[2]160]
777	宝亀8. 5.25	越後国等5か国より, 甲200領を出羽国鎮戌に送らせる[[2]161]
778	宝亀9. 2. 4	外従五位下黄文連牟禰, 佐渡守となる[[2]162]
779	宝亀10. 2.23	従五位下広田王, 越後守となる[[2]163]
	9.18	従五位下清原王, 越後守となる[[2]164]
780	宝亀11. 4.27	従五位上上毛野朝臣稻人, 越後員外守となる[[2]165]
	5.14	越後等北陸道3国および坂東諸国に糶3万石を備蓄させる[[2]166]
	12.25	西大寺領荘園として, 越後国頸城郡桜井荘・津村荘, 蒲原郡鶺鴒橋荘・槐田荘, 古志郡三枝荘の名がみえる(①527)
781	天応1. 6.15	佐渡国賀茂郡殖栗郷矢田部枚人, 調布1端を貢す(①464)
	10.16	越後等5か国の12人, 私力により軍糧を陸奥に運送し, 位階を授けられる[[2]170]
783	延暦2. 2.25	従五位上上毛野朝臣稻人, 越後守となる[[2]172]
784	延暦3.10.21	蒲原郡の人三宅連笠雄麻呂, 稻10万束を貯えて飢者に食を与え, 道橋を修造したことにより, 従八位上を授けられる(①468)
785	延暦4. 1.15	正五位下葛井連道依, 越後守となる[[2]175]
	10. 2	従四位下吉備朝臣泉, 佐渡権守となる[[2]176]
	11. 8	能登守従五位下三国真人広見, 謀反を誣告して佐渡に流される[[2]179]
		◇大伴宿禰国道, 父継人の事件により佐渡に流される[[2]181]
787	延暦6. 2.19	越後国に命じて渤海使に船1艘・●師・挾抄・水手を給い, 帰国させる(①423)
	10. 8	長岡京遷都
788	延暦7. 3. 2	来年の蝦夷征討に備え, 北陸・東海・東山等の国に命じて糶2万3000石および塩を陸奥国に運ばせる[[2]185]
790	延暦9. 3.10	従五位下坂上大宿禰田村麻呂, 越後守となる[[2]188]
791	延暦10. 9. 6	佐渡国物部天神, 従五位下を授かる[[2]191]
792	延暦11. 3.18	安曇宿禰継成, 高橋氏と神事供奉の前後を争い詔旨に背く罪により佐渡に流される(①507)
	6. 7	陸奥・出羽・佐渡・大宰府以外の諸国の兵士を廃止する(①423)

	6.14 諸国に健児を置く。越後国は100人を置く(①423)
--	---------------------------------